今月のトピックス(2024年7月)

2024. 7. 7 瀬谷区交流会

◆国交省から標準管理規約、長期修繕計画作成ガイドライン、修繕積立金に関するガイドライン及び外部管理者方式等に関するガイドラインが改定されました。要点を記載しますが全文は下記にてウエブ検索して参照して下さい検索→[国交省]—[住宅・建築]—[マンション管理について]

マンション標準管理規約 単棟型(令和四年六月七日改正

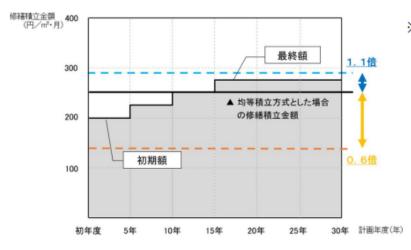
改定内容

- 外部の専門家が管理組合の運営に携わる際の基本的なパターンとしては、下記三つのパターンが想定される
- (1) 理事・監事外部専門家型又は理事長外部専門家型(従来どおり 理事会を設け、理事会役員に外部専門家を選任するパターン)、 (2) 外部管理者・理事会監督型(外部専門家を管理者として選任 し、理事会は監事的立場となり外部管理者を監視するパターン)
- (3)外部管理者・総会監督型(外部専門家を管理者として選任し、理事会は設けないパターン)
- 電気自動車等用充電設備を設置する際には充電設備の使用上 のルールや使用料を駐車場使用細則に定めることが望ましい
- ・設置時には充電設備の設置にかかる費用や充電設備の運用及び維持費を誰がどの程度負担するかについて予め総会で決議をしておくことが望ましい
- ・届出義務(第31条)で区分所有権の取得者は「現住所」、「電話番号」、「緊急連絡先」を届け出る事
- ・設備点検等のために専有部分への立入り等を行う際の連絡先を把握するために、賃借人を含む現にマンションに居住している者の氏名や連絡先等を記載した居住者名 簿を作成、保管することも定めている

- ポイント
- ・外部専門家を活用する場合における適正な業務運営を担保するための措置については、「マンションにおける外部管理者方式に関するガイドライン」の第2章を参考とされたい
- ・充電設備に関する使用細則例や費用 負担は「既存の分譲マンションへの電 気自動車・プラグインハイブリッド車 充電設備導入マニュアル」(マンション計画修繕施工協会作成)を参照の事
- 長期間不在の場合連絡がつかない場合を未然に回避する観点から連絡先の届出も必要
- ・災害時における避難の支援や安否の確認等の円滑化の観点から高齢者、障害者、乳幼児等災害時に自ら避難することが困難な者を事前に把握しておくことも必要
- ・管理組合が個人情報取扱事業者に該当する場合は、個人情報保護法第4章の規定に基づき個人情報を取り扱う必要がある
- ・要配慮個人情報を取得する場合は 予め本人の同意を得ることが必要
- 区分所有者等にひとり歩き等の認知症の兆候がみられ、区分所有者等の共同生活や共用部分等の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる事案が発生した場合は、管理組合は、区分所有者等の緊急連絡先を把握している場合には当該緊急連絡先に連絡し、緊急連絡先を把握していない場合や緊急連絡先へ連絡しても状況が進展しない場合等は、地域包括支援センター等へ相談を行うことが望ましい
- ・段階増額積立方式における適切な引上げの考え方
 - 段階増額積立方式における月あたりの徴収金額は、均等積立方式とした場合の月あたりの金額を基準額とした場合、計画の初期額は基準額の 0.6 倍以上、計画の最終額は基準額の 1.1 倍以内とする。

段階増額積立方式については実現性をもった引上げにより、修繕積立金の早期の引上げを完了し、 均等積立方式へ誘導することを目的とするものであり工事費高騰等の状況を踏まえた長期修繕計画の 見直しに当って管理適正化のために現在の修繕積立金額の額を大幅に引上げる等を制限するものでは ない

段階増額積立方式における適切な引上げの考え方(イメージ)]



※左図は、段階増額積立方式に おいて、計画初年度から5年 ごとに3回の引上げを行う場 合を一例として図示したもの であり、具体的な引上げ計画 は、個々のマンションに応じ て異なる。

長期修繕計画作成ガイドライン 修繕積立金ガイドライン

	第3章では、マンション管理業者による外部管理者方式の適正な運営を担保し管理組合に不利益が生			
	とを防ぐ観点から、管理業者管理者方式において		ハて留意するべき事項や望ましい体制について下記の通り規定	
	課題		規定(ガイドライン本文確認要)	
	①既存マンションにおいて管理業者管理者		・管理組合の運営に大きな影響を与え得るため管理業者は、説	
	方式を導入する場合のプロセス		明会などの場において少なくとも③~⑧に関する事項につ	
			いて区分所有者に対し説明することが望ましい	
	②新築マンションにおいて管理業者管理者		・購入希望者が購入時点までに検討を行うことが必要となる	
外	方式が導入される場合の説明のあり方		ため、分譲業者は、少なくとも③~⑧に関する事項について	
部			購入希望者に対し情報提供することが望ましい	
	③管理組合運営のあり方(管理者権限の範		• 管理者業務と管理業務の委託契約書は別々に分けるべき。	
害	囲等)		• 管理者業務と管理業務の担当者を分けるべき。	
立			• 管理者の任期は原則1年程度とすることが望ましい。	
亞			• 区分所有者の意思反映のため、例えば管理評議会といった	
13			アンケートで区分所有者の意見を集約する環境の整備	
関			・ 議決権行使は管理者や外部専門家である監事への議決権	
外部管理者方式等に関するガイドライン			付与は出席又は議決権行使書によることが望ましい。	
	④通帳・印鑑の望ましい保管のあり方		● 通帳と印鑑等の同一主体による保管を避けるため□座の印	
15			鑑等は監事が保管することが望ましい	
ート	⑤管理業者が管理者の地位を離れる場合のプロセス⇒省略			
イ	\mid		・ 総会で承認を得た金額以上の支出を伴う取引や自己取引及	
	分所有者に対する情報		びグループ会社との取引等については総会において承認要	
令和		•	• グループ会社は管理業者の親会社、子会社、関連会社、管理業	
			者を関連会社とする会社を総称したものとして整理要	
四年六月七日改正	⑦大規模修繕工事にお		は、修繕委員会を設置し、これを主体として検討することが望まし	
六	けるプロセスや区分	い。小規模マンシ	/ョンであり、かつ修繕委員会の設置に向け適切な募集期間を確	
月	所有者に対する情報	保し、公平な立候	諸補機会を確保したものの、候補者を確保できなかったときは、	
百	開示のあり方	①設計コンサルタ	タントやマンション管理士等の利用について検討したうえ、	
鼔		②工事の過程に	ついて区分所有者に対し透明性を確保するための措置を講じる	
正		と共に監事に	対する定期報告を充実させる場合に修繕委員会を設置しないこ	
		とも考えられる	3	
	8監事の設置と監査の	• 監事のうち少な	くとも1名は外部専門家から選任し、加えて区分所有者からも監	
	あり方	事を選任するこ	とが望ましい。例外的に、小規模マンションであり、かつ経済的な	
			耶専門家を選任しないこともやむを得ないと考えられるとき、	
			対し定期的な報告(月1回程度)が実施され、	
			意思を反映する仕組みが整備されている場合は区分所有者の	
		み監事を選任	することも考えられる	

◆令和5年度マンション総合調査について(国交省)

国土交通省では、マンション管理に関する施策の効果を検証し、必要となる施策の提示を行うための基礎的な資料を得ることを目的として、「マンション総合調査」を5年毎に実施している。調査対象管理組合:4,270件

テーマ	要点			
世帯主の年齢	•平成 30 年度と比較で 70 歳以上の割合が増加する(25.9%)一方 40 歳代以下の割合が減少			
区分所有者の高齢	・高経年マンションでは、区分所有者の高齢化が進行し、管理組合の役員の担い手不足や、総会運			
化•非居住化等	営や集会の議決が困難等のおそれがある			
修繕積立金の不足	•長期修繕計画を定めて修繕積立金を積み立てている組合のうち「現在の修繕積立額の残高が			
	長期修繕計画の予定積立残高に対して不足していない」と回答したマンションは約 40%			
修繕積立金の積立	・平成30年度と比べると「段階増額積立方式」を採用している管理組合の割合は増加している。			
方式	また、築年数が浅いマンションほど「段階増額積立方式」を採用している組合の割合は増加傾向			
25 年以上の長期修繕計画に基づい ・長期修繕計画に基づいて修繕積立金の額を設定しているマンションの割合は				
て修繕積立金を設定	としている割合 増加し、令和 5 年度は 59.8%となっている			
空室戸数割合	•完成年次が古いマンションほど空室があるマンションの割合が大きくなる傾向がある。			
月/戸当たりの修	•令和 5 年度の月/戸当たりの修繕積立金の額の平均は 13,054 円、駐車場使用料等からの充当			
繕積立金	額を含む修繕積立金の総額の平均は 13,378 円となっている。			
管理計画認定基準	・管理計画認定制度の基準を満たしているマンションは 4.8%となっている			